

各課直通電話

総務課	☎388-1111	福祉子ども課	☎388-1116
税務課	☎388-1112	建設課	☎388-1117
企画課	☎388-1113	水道課	☎388-1118
環境経済課	☎388-1114	教育文化課	☎388-3231
住民課	☎388-1115	会計課	☎388-1119
健康介護課	☎388-7171	議会事務局	☎388-1110

！自動車に関する手続きはお早めに

年度末の3月は、自動車の名義変更、住所変更、廃車などの手続きで、運輸支局登録窓口が大変混雑します。手続きはお早めをお願いします。

【問合先】

〈申請・届出〉

■普通自動車・125CCを超えるオートバイ

中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053

■軽自動車

軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775

■125CC以下のオートバイ

役場 税務課 ☎388-1112

〈税金〉

■自動車税・自動車取得税

岐阜県自動車税事務所 ☎279-3781

■軽自動車税(オートバイ含む)

役場 税務課 ☎388-1112

！償却資産の申告はお早めに

会社や個人で工場や店などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方が、その事業を営むために所有する資産を「償却資産」といい、申告が必要です。

申告対象者には12月上旬に償却資産申告書を郵送しましたが、まだ届いていない方はご連絡ください。

※申告期限は1月31日(火)ですが、早めの提出にご協力ください。

※申告は電子申告(<http://www.eltax.jp/>)や郵送でも受け付けています。

※申告書を郵送で提出される方で、控用の返信を希望される場合は、必ず返信用封筒(切手貼付・宛名記入)を同封してください。

【提出期限】1月24日(火)

【提出・問合先】税務課

！郵便による不在者投票制度

郵便による不在者投票は、身体に重度の障がいのある方が自宅などの場所で、投票することができる制度です。対象となる方は、次の表に該当する方、または介護保険の要介護状態区分が「要介護5」に該当する方です。

郵便による不在者投票をするためには、事前に町選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請をする必要があります。

詳しくは町選挙管理委員会にお問い合わせください。

身体障害者手帳(障がい名)	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	△	○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者手帳(障がい名)	障がいの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

【問合先】町選挙管理委員会(総務課内)

男女共同参画のすすめ

- 家庭では「男女がともに家事・育児・介護を分担しましょう」
- 職場では「雇用における男女平等を進めましょう」

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんに大好評発売中

**大栄食品株式会社**

本社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間228番1  
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367

特別養護老人ホーム銀の郷へようこそ

社会福祉法人 徳雲会  
地域密着型  
小規模特別養護老人ホーム

**銀の郷**

岐阜県羽島郡笠松町美笠通3丁目8-1  
TEL058-388-2150

入居者様募集中!